

## 第 249 回 山形県建築審査会 議事録

日 時：令和 5 年 10 月 10 日（火）

場 所：県庁 2 階 講堂

### 【午前 10 時 00 分 開会】

出 席 濱委員、粕谷委員、吉原委員、高澤委員、柴田委員、鎌水委員、荒井委員  
事務局 建築住宅課：佐藤、笹島、伊藤、佐藤、坂井  
都市計画課：井上

（建築住宅課長の挨拶後に、出席者の紹介を行った。また、事務局より審査会成立の報告があった。）

会長の選出について、濱委員が審査会長に選出された。

会長代理の選出について、粕谷委員が会長代理に選出された。

議事録署名人に「吉原委員」と「鎌水委員」が指名された。

議第 1 号「建築基準法 55 条第 4 項第二号の規定による許可に対する同意について」

### 事務局

（建築基準法 55 条第 4 項第二号の規定による許可について説明があった。）

### 濱会長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問ご意見がございましたらお願いします。

### 濱会長

特にご質問ご意見がないようですので、議第 1 号について審査会として同意すること  
いかがでしょうか。

異議がないで、議第 1 号については同意することと決定いたします。

報告事項「建築基準法第 56 条の 2 第 2 項 1 号ただし書き許可の包括同意について」

### 事務局

（建築基準法第 56 条の 2 第 2 項 1 号ただし書き許可の包括同意に係る報告案件 3 件につ  
いて説明があった。）

## 濱会長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

## 柴田委員

話が逸れますが寒河江市では、これから小学校・中学校の改編が行われる予定で話し合いが行われています。寒河江市だけでなく、県内の多くの市町村でも同様の状況があります。それに伴って今回の事案と似た案件がさらに増えていくのではないかと思います。

## 濱会長

これから、そのような案件が増えてくると思われます。事務局から何かありますでしょうか。

## 事務局

法第56条の2に係る許可につきましては、手続きを進めやすく、一定の条件にあえば同意なしで許可できるよう包括同意基準を定めておりますので、そのような案件がありましたら、直近の審査会で報告いたします。

## 濱会長

他に意見等ないようですので、県から提出されました議題については以上であります。委員の皆様には慎重にご審議をいただき、ありがとうございました。議事はこれで終了いたします。

## 事務局

ありがとうございました。諮議案件としては以上となりますが、事務局より建築基準法の中間検査の指定改正について及び全国建築審査会協議会の概要について、情報提供いたします。

## 事務局

(建築基準法の中間検査の指定改正及び全国建築審査会協議会の概要について、説明があった。)

## 事務局

事務局からは以上ですが、皆様から他に何かございますでしょうか。

## 粕谷委員

中間検査の指定内容について、区域から山形市が除かれていますが、こういった経緯で除かれることとなったのでしょうか。

## 事務局

中間検査の指定については、特定行政庁毎に指定できることとなっており、山形市が特定行政庁となっておりますので、県の指定においては、山形市を除く区域を指定しております。

## 事務局

皆さまから他に何かございますでしょうか。

ないようですので、以上をもちまして第 249 回山形県建築審査会を閉会いたします。

【午前 10 時 40 分 閉会】

山形県建築審査会長

---

議事録署名人

山形県建築審査会委員

---

山形県建築審査会委員

---